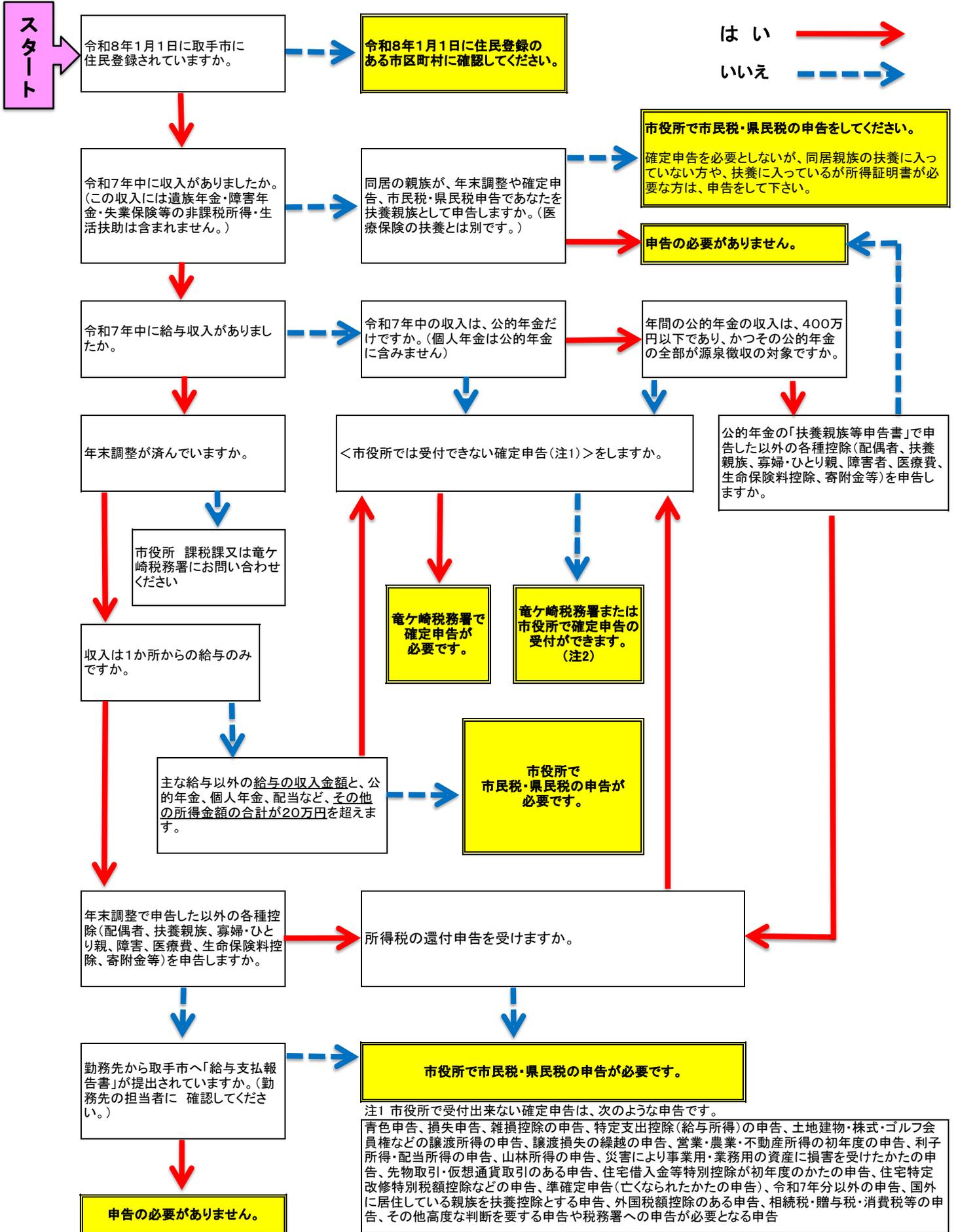


あなたは申告する必要があるでしょうか？どのような申告が必要でしょうか？ 確認してみましょう！



注1 市役所で受付出来ない確定申告は、次のような申告です。
 青色申告、損失申告、雑損控除の申告、特定支出控除(給与所得)の申告、土地建物・株式・ゴルフ会員権などの譲渡所得の申告、譲渡損失の繰越の申告、営業・農業・不動産所得の初年度の申告、利子所得・配当所得の申告、山林所得の申告、災害により事業用・業務用の資産に損害を受けたかたの申告、先物取引・仮想通貨取引のある申告、住宅借入金等特別控除が初年度のかたの申告、住宅特定改修特別税額控除などの申告、準確定申告(亡くなられたかたの申告)、令和7年分以外の申告、国外に居住している親族を扶養控除とする申告、外国税額控除のある申告、相続税・贈与税・消費税等の申告、その他高度な判断を要する申告や税務署への申告が必要となる申告

注2 所得控除額が所得金額を上回り、かつ、どの所得からも所得税が源泉徴収されていない場合には、市民税・県民税の申告となります。